

東京都歯科保健推進計画検討評価部会設置要綱

平成 23 年 9 月 6 日 23 福保医政第 713 号

(設置)

第 1 歯科保健推進計画の検討、進行管理及び達成状況等の評価を行うため、東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱第 7 に基づき、東京都歯科保健推進計画検討評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 部会は、次の事項について協議する。

- 1 東京都歯科保健推進計画の策定に関すること。
- 2 東京都歯科保健推進計画の達成に向けた取組に関すること。
- 3 東京都歯科保健推進計画の達成状況等の評価に関すること。
- 4 その他必要と認められること。

(構成)

第 3 部会は、学識経験を有する者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員等のうちから、局長が委嘱し、又は任命する 15 名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の選任及び代理)

第 5 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任し、副部会長は部会長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 6 部会は、必要の都度部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて部会にその委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 部会の委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

(会議及び会議録の公開、非公開)

第 7 部会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開とする。ただし、部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第 8 部会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 6 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期については、第 4 の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。